

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：森松工業株式会社  
業者の住所：岐阜県本巣市見延1430-8
2. 指名停止措置期間：令和3年3月30日 ～ 令和3年4月29日  
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要  
本件は、森松工業株式会社の執行役員1名及び社員2名が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事2件において、同社製の配水タンクが納入しやすくなるように工事の仕様書を作成してもらった見返りとして、同市職員に対し現金約220万円を渡したとして、令和3年1月23日、兵庫県警により贈賄容疑で逮捕されたものである。
5. 指名停止措置理由  
当該業者たる森松工業株式会社の執行役員1名及び社員2名が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第4号ロ（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
 代表：092-471-6331  
 総務部契約課長 構木 和宏（内線 2511）  
 （契約課直通：Tel 092-476-3509）  
 港湾空港関係  
 総務部契約管理官 柴田 裕二（内線 290）  
 （経理調達課直通：Tel 092-418-3345）